

○経済産業省告示第三百十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

第一号の次に次の一号を加える。

二 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引であつて、当該売買に係る貨物の原産地又は船積地域が北朝鮮であるもの

附 則

この告示による改正後の外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等第二号の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。